

連合群馬 女性委員会第19回総会

日時：2023年11月11日（土）

場所：伊勢崎市民プラザ

次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 連合群馬あいさつ
4. 第18期 2022～2023年度 活動報告
5. 第19期 2024～2025年度 活動方針説明
6. 2024～2025年度 役員体制紹介
7. 新旧役員あいさつ
8. 閉会



第18期 2022～2023年度 活動報告 (2022年11月～2023年11月)

第17期から引き続き、新型コロナウイルス感染症は私たちの活動に影響を及ぼしましたが、第18期途中の2023年5月に感染症法上の見直しが行われました。これにより、マスク着用が個人の判断に委ねられるなど、コロナ禍前の活動ができるようになりつつあります。連合群馬女性委員会は、そのような状況にあっても第18回総会で確認した活動方針に沿って、男女平等・ジェンダー平等の実現、次代を担う女性リーダーの人材育成や女性組合員が参加しやすい行事の実施など、着実に取り組みを進めてきました。

1. 青年委員会・女性委員会合同企画

(1) 職場集会の進め方セミナー

連合群馬が受講支援をしている、j.union(株)による組合役員育成スクールを活用し、自信をもって進行役が担えるよう、必要なテクニックを学びました。

日 時：2021年11月13日(土) 13:30～

場 所：ピエント高崎

参加者：青年・女性委員会総会の参加者 全体29名

講 師：j.union株式会社 丸山由紀夫氏



(2) 政治参画意識を高める取り組み

私たち働くものの政策実現に向けて、青年層の政治参画意識を高める。また、議員との意見交換を通じて政治を身近に感じてもらう機会としました。

日 時：2022年7月23日(土) 13:00～16:00

場 所：群馬会館(第1部のみYouTubeライブ配信)

参加者：青年層・女性組合役員、議員懇談会会員

全体55名(女性参加率29%)

内 容：第1部 「『たかまつなな』が見た、みんなが見た参院選

～これから私たちはどうやって政治に関わっていく?～」

講師 株式会社笑下村塾 代表取締役 たかまつなな氏

第2部 議員懇談会との意見交換会(ワールドカフェ方式)





2. 女性組合員が参加しやすい行事の企画・運営

「表情筋セミナー」

女性組合員が労働組合の活動へ参加するきっかけづくり、また女性組合員の参加しやすさ、他労組との交流を目的として隔年で取り組んでいます。

今回は、コロナ禍でマスク着用により、表情が乏しくなり、コミュニケーションが取りづらくなっている状況を踏まえ、「表情筋セミナー」を開催しました。



また、ジェンダー平等・男女平等の取り組み推進に向けて、連合群馬の「男女平等・女活支援金制度」の紹介と、支援制度を活用した自治労・電機連合・日教組から事例紹介を行いました。

(1) 日 時：2022年12月17日(土) 10:00~11:50

(2) 場 所：前橋問屋センター・オンライン併用

(3) 参加者：単組組合員・役員、議員懇、女性委員 62名(女性参画率83%)

(4) 内 容：～マスク生活でもいきいきした表情でコミュニケーション力をアップ!～

表情筋セミナー、 マスクによる肌トラブル対処法・防止策等

講師 サロンbeau belle(ポー・ベル) 代表 藤井 里織 氏

3. 3.8 国際女性デーの取り組み

3.8 国際女性デーは、1908年3月8日に女性労働者たちが賃金改善と労働時間短縮、そして婦人参政権を求めて「パンとバラ」を掲げ、デモを行いました。以来、この日を“女性の政治的自由と平等のために行動する記念日”として位置づけ、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と、女性の尊厳・人権の確保を表す「バラ」をシンボルに、世界各国で様々な行動が展開されるようになりました。

連合は、1996年から春季生活闘争の中に国際女性デーの行動を位置づけ、全国で統一行動を実施しており、連合群馬としても取り組みを実施しました。

(1) 2022 年度

概要	国際女性デーはこれまであった様々な不自由さを克服したり、女性の権利を勝ちとってきたりなど、行動を起こしてきた女性たちがいたから現在(いま)がある。近年散見される、国際女性デーを Happy Women's Day のようなお祝いムードにするのではなく、性差関係なく様々な平等についてみんなであらためて考える日、考えたい日である、ということについてルビをふるなど、「小学生でもわかるような文書にして伝えよう」という思いで取り組みました。	
内容	高崎駅頭での PR 行動	新型コロナの感染拡大により中止
	朝日新聞へ意見広告を掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.8 国際女性デーがあらゆる不平等について考えるきっかけづくりとなるようにとの思いで作成。連合本部と連合群馬の取り組みを二次元コードから紹介できるようにした。 ・ 2022 年 3 月 8 日付 朝日新聞群馬版へ掲載


意見広告

3月8日は国際女性デーです。


その起源は1857年、ニューヨークの被服工場で多くの女性が亡くなった火災事故をきっかけとして、3月8日に行われた低賃金・長時間労働への抗議行動とされています。日本においても、女性たちが格差是正や平等を求め、行動を起こしてきました。それから165年という年月が経っても、残念ながらまだ道半ばです。国際女性デーは、積極的に活動し、女性の権利を獲得してきた、先人の女性たちの勇気と決断を称える日です。

連合群馬は、先人たちの志を引き継ぎ、このコロナ禍で再認識された不平等や格差が、どのようにしたら正されるのか、その解決に向けて取り組んでいきます。


「国際女性デー」、この日を機会にあらゆる「平等」について、
考えてみませんか。



3.8 国際女性デーロゴ




ロゴにつなぐ




連合群馬

(日本労働組合総連合会群馬県連合会)
前橋市野中町361-2 群馬労働福祉センター2F



連合群馬
ホームページ



連合公式キャラクター
ユニオニオン(群馬)

(2) 2023 年度

概要	いわゆる「共働き世帯」が全世帯数の 7 割弱 (69.4%*)、となり、男女雇用機会均等法、女活支援法などの法律があっても「仕事は男性、家事・子育ては女性」という役割分担意識が根強く残る限り、女性が働き続けることはなかなか困難である。パートなどの短時間労働では多くの賃金は得られにくく、平等の機会はあるとしても公平の機会はなかなか得られにくい現実があることから、女性の人権確立について触れていて無償ケア労働(家庭内の家事・育児・介護など)の責任と分担を促進することが明記されている SDGs ゴール5 に焦点をあて、日本の実態を知った上で、今一度考えるきっかけになればとの思いで取り組みました。 * : 出典「令和 2 年(2020 年)国勢調査結果」(総務省統計局)	
内容	高崎駅頭での PR 行動	2023 年 3 月 11 日(土) 10:50~12:00 <ul style="list-style-type: none"> ・ バラとマスクと SDGs ゴール5 の内容を記したチラシを配布。 ・ 当日は東日本大震災が発生した日であったことをふまえ追悼の念を表しながら国際女性デーの意義を PR した。
	朝日新聞へ意見広告を掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs ゴール 5 の内容をもとに、日本の現状を知ってもらい、どうすれば目標に近づけるかを考えるきっかけづくりになるように、また SDGs ゴール 5 の内容(高崎駅頭で配布したチラシ)が見られるように意見広告へ二次元コードを掲載した。 ・ 2023 年 3 月 8 日付 朝日新聞群馬版へ掲載



意見広告から SDGs ゴール5の内容をわかるようにし、内容を記したチラシは駅頭に配布しました

3月8日は「国際女性デー」です

「SDGsゴール5」は、女性の人権確立が目標です。「日本では叶っている」と思いますか？
今一度、考えてみましょう。

意見広告

大学入試で合格点に達していたのに女子というだけで不合格になった事件があったね (5-1:下の二次元コードをチェック!)

日本でも一昨年までは、16歳女子の結婚が合法だったね (5-3)
国憲は16歳未満の結婚を「児童婚」としています

諸外国は人口の半分(女性のこ)を取り残してきた反省から、2030年までに、女性参加を50%にする)に取り組んでいるんだって (5-5)



RAPP
連合公式キャラクター ユニオニオン

痴漢などの被害にあう女性はまだまだ多いね (5-2)

家族が出しっぱなしにしたものの片付けや、ゴミ袋のセットなど他にもたくさんある。いわゆる「名もなき家事」ってやつ。お金は支払われないけど、とても大切な仕事。役割分担、重要だよ (5-4)

女性は「産む性」。出産は命がけだし、妊娠・出産・育児で、キャリアや権利を奪ってはダメだよ (5-6)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





連合群馬

(日本労働組合総連合会群馬県連合会)
前橋市野中町361-2 群馬県勤労福祉センター2F



国際女性デーの起源や「パンとバラ」の意味、SDGsゴール5の内容は二次元コードから!

4. 女性のための全国一斉集中労働相談ホットライン

連合本部が実施する、「女性のための全国一斉集中労働相談ホットライン」では、組合づくり相談員とともに、女性委員が相談対応を行いました。

(1) 2022年度

日時：2022年6月7日(火)～8日(水)

対応者：女性委員 3名、組合づくり相談員、
連合群馬事務局

内容：ハラスメント、賃金未払い、契約打ち切り、雇用契約関係など、2日間でのべ12件の相談を受けた。



(2) 2023年度

日時：2023年6月8日(火)・9日(水)

対応者：女性委員 2名、組合づくり相談員、
連合群馬事務局

内容：ハラスメントを受けた後の体調不良や、それに伴う退職やその後の生活など、ハラスメントを中心とした3件の相談を受けた。



5. 生理の貧困対策の取り組み

コロナ禍で顕在化してきた生理の貧困対策として、新年度前の3月、新学期に合わせた9月の年2回、生理用ナプキンを群馬県へ寄贈する取り組みをスタートさせました。寄贈時は、ぐんま男女共同参画センターと双方の取り組みを紹介したり、社会的に弱い立場にある方たちの状況について情報共有を行ったり、今後の取り組みに役立てるように意見交換を行っています。

寄贈品は、群馬県を通じて女性支援団体や子ども食堂など、必要とされている方々へ届けられています。

(1) 2022～2023年度の実績

	実施日	寄贈数	寄贈先
第1回	2022年3月15日	216パック/6,480個	女性支援団体6カ所
第2回	2022年10月5日	96パック/1,440個	女性支援団体6カ所
第3回	2023年3月29日	96パック/1,536個	女性支援団体6カ所
第4回	2023年9月5日	112パック/2,336個	子ども食堂4カ所

第2回以降は種類を増やして寄贈しています



6. 労働局への要請行動

6月の男女平等月間の取り組みの一環として、仕事と育児・介護、不妊治療等が両立できる就業環境の整備、女性の雇用に関する実態把握など、ジェンダー平等推進委員と連携して労働局へ要請を行いました。要請時には、中・小規模事業所へ男性の育休取得推進に向けての課題感や双方で取り組めること等々、意見交換を行っています。労働局からは、定期的に企業訪問し労務担当者とヒアリング、アドバイスしているがすべてまわり切れない。労働組合がある企業へは組合への相談を勧めているので、ぜひともご協力をお願いしたいといったコメントがありました。

(1) 2022年

日時：2022年6月3日（金）

場所：群馬労働局

参加者：連合群馬：川又副会長、鷲澤副事務局長、
星野副委員長、田中幹事

労働局：雇用環境・均等室 奥町室長、
竹淵監理官



(2) 2023年

日時：2023年6月8日（木）

場所：群馬労働局

参加者：連合群馬：川又副会長、星野副委員長、白井事務局長、新平ジェンダー平等推進
委員、事務局

労働局：雇用環境・均等室 奥野室長、中野監理官、庭山室長補佐、藤井室長補佐

7. ワ クルール検定事前学習会

女性委員会役員を対象とした人材育成を目的に、事前学習会を開催しました。学習会は女性委員会が独自で企画し、受検対策とあわせ、ワ クルールの習得を目的としています。

初級保有者が増えてきているので、次のステップを検討します。

- (1) 日 時：2022年11月7日(月) 18:00～19:10
- (2) 場 所：連合群馬会議室・Web 併用
- (3) 参加者：星野副委員長、白井事務局長、田中美・宮崎・草間・羽鳥・吉田・熊井・田中志幹事

8. 連合群馬総対話活動 in 女性委員会 (Web)

連合群馬が2021年度から構成組織を対象に実施している総対話活動に、2022年度から女性委員会も対象となりました。「政策実現に向けて」というテーマはありましたが、初開催ということ踏まえ、各々の職場や組合活動での諸課題、連合群馬への要望等について、率直な意見交換を行いました。



意見交換では、女性委員からは「役員改選時期に苦慮している。コロナ禍でコミュニケーションが取りづらくなり、組合活動への理解が得られず悩ましい。」「意識調査から政策提言と毎年取り組まれているが、その後の取り組みが見えない。」「ぜひとも女性の声を反映させて世論を巻き込むなど、産別や単組でできない政策実現につなげる取り組みを連合群馬に進めてもらいたい」などの意見が出ました。

9. 連合群馬の各委員会への参画

連合群馬の取り組み推進に向けて、各種委員会へ積極的に参画しました。

1 連合群馬活動あり方検討特別委員会		
	回数	内容
2022年度	4回	連合群馬の過去約10年の活動を振り返りながら課題をまとめ、今後の連合群馬の活動のあり方について議論した。
2023年度	4回	
2 ジェンダー平等推進委員会		
開催時期	回数	内容
2022年度	3回	連合群馬ジェンダー平等推進計画フェーズ1の内容および広報器材について、進捗状況の確認、あり方検討特別委員会からの要請を受けての関連項目(ジェンダー平等)について議論した。
2023年度	5回	

10. 連合本部・連合関東ブロック主催会議への参加

連合群馬の取り組み推進に向けて、また、男女平等や女性活躍などを目的とする会議等へ積極的に参加しました。

1	会議名	関ブロ2022女性会議		
	開催日	2022/1/25	場 所	Web
	参加者	金子委員長、星野副委員長、白井事務局長、田中・草間・羽鳥・吉田幹事、山田職員		
	内 容	連合本部提起/ジェンダー平等推進計画フェーズ1について/地方連合会からコロナ禍での取り組み報告/グループワーク(テーマ:女性活躍に思うこと・些細な不平等について)/ろうきん・こくみん共済coopからの報告		

2	会議名	連合「女性リーダー養成講座」		
	開催日	2022/2/25	場 所	Web
	参加者	金子委員長、星野副委員長、阿部・草間・吉田、産別参加者2名、山田職員		
	内 容	連合ジェンダー平等・多様性推進の取り組みについて / 自分らしくいきいきと活動するための極意（ソラーレ・東浩司代表） / 働く女性と労働法（日本大学法学部・神尾教授）		
3	会議名	連合 3.8 国際女性デー中央集会		
	開催日	2022/3/8	場 所	Web
	参加者	金子委員長、星野副委員長、阿部・草間・吉田、産別参加者2名、山田職員		
	内 容	パネルディスカッション「女性と政治」立憲民主党ジェンダー平等推進本部長代行・岡本あき子衆議院議員・国民民主党男女共同参画推進本部長 矢田わか子参議院議員・連合事務局長 清水秀行 / 基調提起「連合 2022 春季生活闘争方針におけるジェンダー平等・多様性課題の取り組み」 / 構成組織・地方連合会と Web 中継による取り組み報告（連合群馬女性委員会・白井事務局長） / 集会アピール採択		
4	会議名	連合 2022 中央女性集会		
	開催日	2022/10/21	場 所	Web（拠点：東京ビックサイト国際展示場）
	参加者	星野副委員長、草間・吉田幹事、山田職員		
	内 容	基調提起（連合「ジェンダー平等推進計画フェーズ1」 / 毎日新聞論説委員・佐藤千矢子氏による基調講演 / パネルディスカッション / まとめ / 集会アピール採択		
5	会議名	関プロ 2023 女性会議		
	開催日	2023/1/27	場 所	Web
	参加者	白井事務局長、田中・草間・羽鳥・吉田幹事、山田職員		
	内 容	連合本部からの経過報告と課題提起 / 2023 年度活動方針（ジェンダー平等・多様性推進課題に対する取り組み） / 各地方連合会報告（特徴的な取り組み） / グループワーク（テーマ：職場や組合でアンコンシャス・バイアスを感じること） / 中央ろうきん・こくみん共済 coop からの報告		
6	会議名	3.8 国際女性デー中央集会		
	開催日	2023/3/8	場 所	Web（拠点：銀座プロッサム中央会館ホール）
	参加者	白井事務局長、田中・熊井幹事、山田職員		
	内 容	基調講演（東京工業大学・治部れんげ准教授） / 基調提起・2023 春季生活闘争におけるジェンダー平等・多様性推進課題の取り組み / ジェンダー平等・多様性推進課題の推進に向けた好事例発表 / 集会アピール採択		
7	会議名	地方連合会女性委員会 Web 情報交換会		
	開催日	2023/7/26、2023/8/23、2023/9/27	場 所	Web
	参加者	白井事務局長、山田職員 田中委員長、白井事務局長、草間幹事、山田職員 田中委員長、白井事務局長、草間・熊井幹事		
	内 容	地方連合会における女性委員会の予算や女性委員選出に向けて工夫していること。また、セクハラをセクハラと思わない発言への対応や、組織での困りごと、女性活躍はいいが、声高に言うだけでなく女性が活躍できる環境・制度の早期整備を望むなどといった意見や情報交換を行った。		
8	会議名	2023 連合ジェンダー平等推進中央集会		
	開催日	2023/10/27	場 所	きゅりあん大ホール・Web 併用
	参加者	田中委員長、白井事務局長		
	内 容	基調提起（新年度運動方針と連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ1） / 基調講演（武庫川女子大学・本田一成教授） / パネルディスカッション / まとめ / 集会アピール採択		

11. 役員体制（2022年11月～2023年11月）

12. 女性委員会開催状況

	開催日	主な協議内容
第1回	2021年11月13日	役員体制、連合群馬各種委員選出について
第2回	2021年12月15日	3.8国際女性デーの取り組みについて
第3回	2022年2月1日	3.8国際女性デー、サニードライブ、青年・女性合同政治学習会、男女平等月間について
第4回	2022年3月24日	青年・女性合同政治学習会、男女平等月間、女性組合員交流行事について
持ち回り	2022年7月8日	青年・女性合同政治学習会について、ワークルールセミナーについて
第5回	2022年8月29日	役員体制、ワークルール事前学習、女性組合員交流行事について
第6回	2022年11月7日	活動計画、女性組合員交流行事について
第7回	2022年12月17日	3.8国際女性デーについて
第8回	2023年1月19日	3.8国際女性デー、連合群馬活動あり方検討・組織討議について
第9回	2023年2月21日	連合群馬活動あり方検討・組織討議、3.8国際女性デーについて
第10回	2023年4月28日	連合群馬活動あり方検討委員会・関連項目（人材育成・ジェンダー平等）の組織討議
第11回	2023年5月25日	連合群馬活動あり方検討委員会・関連項目（人材育成・ジェンダー平等）の組織討議
持ち回り	2023年7月7日	公職審議会委員の選出、ワークルールセミナーについて
持ち回り	2023年10月6日	活動方針案、議員懇との意見交換、執行委員の選出について

第2回以降からはWeb併用で開催

13. 連合群馬執行委員会・各種委員会への参画状況

第 19 期 2024～2025年度 活動方針

女性組合員が労働組合の活動に参加しやすい行事を企画・実行し、組合活動に対する理解を深めるとともに、連合群馬第 19 期活動方針（別紙）を踏まえた活動を推進します。

- 1 労働組合の活動への女性参画推進を目的に、女性が参加しやすい行事や研修会・セミナーを企画・運営する。さらにそこから、次世代のリーダー、役員育成につなげ、本部が企画する研修等に参加し学習することで、働く仲間のネットワークづくりを行う。
- 2 女性委員会役員の人材育成に向けて、ワークルール検定（初級・中級）の受検促進や支援および連合本部の「女性のための全国一斉労働相談」に取り組む。
- 3 連合群馬の政策委員会やジェンダー平等推進委員会と連携し、ジェンダー平等・男女平等の実現、均等待遇、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に向けて、男女平等月間の取り組みを含め積極的に取り組む
- 4 男女平等・女活支援金（正式名称：男女平等参画推進・女性活躍推進関係事業支援金助成）について、とりわけ女性委員会の選出産別における制度活用を積極的に進める。
- 5 女性委員会として参画する執行委員会、政策委員会、ジェンダー平等推進委員会は、内容を女性委員会で共有し、女性など少数派の意見を反映できるよう論議する。
- 6 生理の貧困対策である「サニードライブ」など、女性の貧困対策に定期的に取り組むとともに活動の拡大に向けて論議する。
- 7 私たちの生活には政治が密接に関わっていることから、青年委員会や議員懇談会会員と連携し、労働組合と政治の関わりについて理解を深めるとともに、政治への参画意識の高揚に向けて取り組む。

【参考】

基となる連合群馬の活動方針	女性委員会 活動方針
<p>ジェンダー平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">重点分野3</p>	<p>1. 男女平等の実現、ジェンダー平等の推進、均等待遇、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取り組み</p> <p>(1) 連合群馬「ジェンダー平等推進計画フェーズ1」の目標達成に向けて取り組む。固定的性別役割分担意識やジェンダー・バイアス払しょくに向けて学習会・講演会をおこなう。</p> <p>(2) 6月の男女平等月間において、すべての働く仲間の仕事と生活の調和と、育児や介護の両立支援制度のさらなる拡充に向けた、労働局雇用環境・均等室への要請をおこなう。併せて「働く女性のための労働相談」の取り組みをおこなう。</p> <p>(3) 女性の意思決定過程への参画を促進し、その影響評価を行いながら政策などに反映していく「ジェンダー主流化」を推進する。</p> <p>(4) 雇用・所得の不安定化やDVなどにより困窮する女性への支援を継続・強化する。</p> <p>(5) ジェンダー平等推進委員会と女性委員会の役割と取り組みを明確化し、共有する。</p> <p>1・3・4・5</p> <hr/> <p>2. 性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいをもって働くことのできる職場・社会の実現と「フェアワーク」推進の取り組み</p> <p>(1) アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）、ジェンダー・バイアス、固定的性別役割分担意識の払拭と、性的指向・性自認（SOGI）の尊重の観点から、多様性を認め合う社会風土の醸成に取り組む。</p> <p>(2) 「真の多様性」の実現に向けて、多様な仲間（非正規雇用・曖昧な雇用・若年労働・外国人労働・障がいを持って働く人）や、その支援団体とつながり、理解を深める。</p> <p>3・5・6</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">推進分野2</p>	<p>私たちの政策実現のための政治活動の推進</p> <p>3. 深刻化する低投票率と政治意識向上の取り組み</p> <p>(3) 主権者意識を比喩伝えていくため、青年・女性委員会の行事等への議員の参加や政治参画意識を高める学習会を開催する。</p> <p>1・7</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">推進分野4</p>	<p>連合群馬がより一体的に取り組むを進める力を高めるための人材育成と労働教育の推進</p> <p>1. 連合群馬の活動を支える人材の確保と育成</p> <p>(1) 組合役員育成支援のための「連合群馬組合役員人材育成講座」を開催し、費用を含め支援する。</p> <p>(2) 青年・女性委員会において、リーダー育成のために「本部人材育成講座」の受講促進、労働組合の理解を深める取り組みや諸課題についての学習、論議・意見提起、仲間の輪を広げる取り組みをおこなう。</p> <p>1・2</p>

2024～2025年度 役員体制

1. 任期：2023年11月11日から2年間（2025年11月の総会まで）
2. 役員体制について
運営要綱に基づき、委員の互選にて決定し、その結果を第2回執行委員会（12月）で承認を求めます。

【役員体制】

役職	運営要綱	互選予定数
委員長	1名	1名
副委員長	若干名	1名
事務局長	1名	1名
事務局次長	若干名	なし
幹事	若干名	若干名

【参考：各産別から選出された委員】

[参考]

女性委員会運営要綱

第1条（目的）

女性委員会は、「連合の進路」ならびに「連合行動指針」のもと、女性の参加と連帯を促進し、男女平等参画社会を実現するため、執行機関にその意見を反映させるとともに、機関決定に基づきその実践活動に取り組む。

第2条（位置づけ）

女性委員会は、連合群馬執行委員会のもとに活動する。

第3条（構成）

女性委員会は、連合群馬構成組織を代表する女性により構成する。

第4条（機関と性格）

この女性委員会に、次の機関を置く。

1. 総会

- (1) 総会は、大会で決定された女性委員会に関する方針および連合群馬執行委員会で決定された活動計画について意思統一する場とする。
- (2) 総会は、連合群馬事務局長と女性委員会委員長が連名で招集し開催する。尚、開催時期は原則、連合群馬定期大会終了後30日以内とする。

2. 女性委員会

- (1) 女性委員会は、群馬県連合会規約第42条にもとづいて設置する専門委員会の一環とし、連合群馬執行委員会の指導のもとに運営される。
- (2) 女性委員会は、活動方針にもとづき、具体的な活動の企画・立案を行うとともにその活動を推進する。

第5条（役員とその任務）

1. 女性委員会に次の役員を置き、任務は以下のとおりとする
委員長 1名 女性委員会を代表し、総括する。
副委員長 若干名 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
事務局長 1名 女性委員会の業務を総括する。
幹事 若干名 女性委員会の業務を分担する。
2. 役員は、委員の互選とし、連合群馬執行委員会の承認を受ける。
3. 女性委員会役員は、連合群馬執行委員会の承認を得て執行委員の任を担う。

第6条（役員・委員の任期と交代）

1. 任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。
2. 任期中の交代は認めることとし、この場合の任期は前任者の残期間とする。
3. 役員との交代は、連合群馬執行委員会の承認を得る。

第7条（運営）

1. 総会は、委員長が招集し、構成組織各2名と女性委員会で構成することを原則とする。
2. 女性委員会は、委員長が招集して必要に応じて開催する。

第8条（経費）

女性委員会の活動に伴う経費は、連合群馬の予算でまかなう。活動の性格により分担金を徴収する場合もある。

第9条（改廃）

この要綱の改廃は、執行委員会の議決による。

第10条（施行）

この要綱は1991年2月13日より施行する。
この要綱は1996年10月27日から、一部改正する。
この要綱は2001年12月18日から、一部改正する。
この要綱は2003年10月19日から、一部改正する。
この要綱は2015年10月31日から、一部改正する。